

令和9年度 税制改正に関する要望

令和 8 年 6 月 29 日

一般社団法人 全国建設業協会

令和9年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則

平素は、地域建設業及び本会の活動に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域建設業を取り巻く環境は、近年の資材価格の高騰や人件費の上昇により、実質建設投資額や発注件数が減少傾向にあります。工事量の減少による受注機会の縮小は、競争激化による失注や安値受注などを誘発し、企業の経営基盤に大きな影響を与えます。

また、気候変動の影響により頻発化・激甚化している豪雨や台風、豪雪等の災害が、近年も全国各地で発生しています。また、今後、発生が予想されている南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震への備えの必要性など、防災・減災、国土強靱化の重要性は益々増大しています。

このような、災害に屈しない強靱な国土づくりを担う地域建設業は、国民生活や社会経済活動を支え、人々が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、地域の雇用や経済活動を支えるとともに、一旦災害が発生した際は、その最前線で対応に当たる「地域の守り手」として、極めて重要な社会的使命を長年にわたり果たしてきました。

地域建設業がその社会的使命をこれからも持続的に果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

このことから、今般、各都道府県建設業協会の意見を踏まえ、本会の総意により、

- ・ 租税特別措置等の延長・改善
- ・ 運用、手続等の改善

につき、令和9年度の税制改正に関する要望をいたしますので、実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 租税特別措置等の延長・改善要望

1. 中小法人における法人税率の軽減措置の延長等	・ ・ ・	1
2. 交際費等に係る特例措置の延長等	・ ・ ・	1
3. 中小企業等経営強化法における固定資産税の特例措置の延長等	・ ・ ・	2
4. 中小企業等経営強化法における中小企業経営強化税制の延長等	・ ・ ・	2
5. 中小企業投資促進税制の延長等	・ ・ ・	3
6. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長等	・ ・ ・	3
7. 中小企業向け賃上げ促進税制の延長等	・ ・ ・	4
8. 事業継続を前提とした相続税・贈与税非課税措置の制定等	・ ・ ・	4
9. 建設機械等に係る軽油引取税の課税免除措置の延長	・ ・ ・	5
10. 工事請負契約書に係る印紙税の撤廃等	・ ・ ・	5

II 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所の法人住民税及び事業税に おける「事務所・事業所」の運用等	・ ・ ・	6
--	-------	---

I 租税特別措置等の延長・改善要望

1. 中小法人における法人税率の軽減措置の延長等

建設業は、経営基盤が脆弱な中小建設企業が大半を占めている。中小建設企業は、厳しい経営環境下にあっても、地域の安全・安心を守るための投資や、雇用の維持に取り組んでいる。

中小建設企業の経営基盤を強化するための原資は何よりも社内留保であり、それを高めていくために、中小法人の法人税率の軽減措置（中小法人の所得のうち、800 万円以下の所得金額の部分について、本則 19%→特例 15%）の適用期限を延長していただきたい。

また、「800 万円以下の所得金額の部分」については、40 年以上にわたって改正されておらず、現在の経済情勢に応じた企業の投資余力を確保するためにも、適用対象である所得金額 800 万円の引上げ、軽減税率の更なる引下げをお願いしたい。

2. 交際費等に係る特例措置の延長等

中小企業は大企業に比べ販売促進手段が限られており、交際費等は事業活動に不可欠な経費となっている。なお、建設現場において近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺の生活環境への配慮により発生する工事原価であるものの、一定の基準に基づかない支払いなどは、交際費等として処理する 경우가少なくない。

そのため、交際費等に係る法人税の特例措置（資本金 1 億円以下の企業にあつては 800 万円までの全額損金算入又は接待飲食費の 50%の損金算入のいずれかを選択適用、資本金 100 億円以下の企業にあつては接待飲食費の 50%の損金算入）を延長していただきたい。

また、「800 万円までの全額損金算入」については、10 年以上にわたって改正されておらず、昨今の物価高騰の影響を鑑み、限度額 800 万の引上げをしていただきたい。

3. 中小企業等経営強化法における固定資産税の特例措置の延長等

地域建設業とりわけ中小建設企業が抱える人手不足、担い手不足等の問題を解決していくためには、生産性向上による働き方改革、賃上げ等による処遇改善に積極的に取り組んでいく必要があるが、毎年継続して賃上げを行うことは経営上難しい。

そのため、中小建設企業が経営強化法で規定される認定「先端設備等導入計画」に基づく設備投資を行った際に適用される軽減措置（新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が、1.5%以上の賃上げ表明を行った場合3年間1/2、3.0%以上の賃上げ表明を行った場合5年間1/4）を延長していただきたい。

また、「先端設備等導入計画」の申請や、当該申請の説明に要する資料の作成等は、従業員の少ない中小企業にとって多大な事務負担となることから、これらの手続きの簡素化を図っていただきたい。

4. 中小企業等経営強化法における中小企業経営強化税制の延長等

地域建設業が地域の安全・安心の守り手としての社会的使命を持続的に果たしていくためには、生産性の向上、収益力の強化により、企業経営の安定化を図っていくことが重要である。

そのため、中小企業者等で中小企業等経営強化法の認定を受けた一定のものが、経営力向上計画に基づき、対象設備の取得等をした場合に、特別償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超で一定の法人は7%）が選択適用できる中小企業経営強化税制の延長していただきたい。また、資本金の額等が3,000万円超で一定の法人であっても10%の税額控除を受けることができるよう、制度の拡充をお願いしたい。

また、「経営力向上計画」の申請や、当該申請の説明に要する資料の作成等は、従業員の少ない中小企業にとって多大な事務負担となることから、これらの途中経過報告も含めた事務手続きの簡素化を図っていただきたい。

5. 中小企業投資促進税制の延長等

建設業では、人手不足を補うために生産性向上を目的として、ICT 建機、ドローン、BIM/CIM 等の ICT 技術の導入による、建設生産プロセス全体を通じた生産性向上を図る取組が進められているが、これらの導入には多額の設備投資が必要である。

そのため、中小建設企業が機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除が選択適用できる中小企業投資促進税制を延長していただきたい。

また、昨今の資材価格等の物価高騰等の影響を鑑み、取得価額の特別償却率及び税額控除率の更なる引上げをしていただきたい。

6. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長等

昨今、激甚化・頻発化する災害により、尊い国民の生命と財産に甚大な被害が発生している。また、今後予想される巨大地震や頻発する豪雨災害などから、国民の生命と財産を守り、地域の守り手として社会的使命を果たすために、不測の事態が発生した際には、迅速に対応するとともに、重要な事業を中断させない、中断しても可能な限り短い期間で再開させなければならない。

そのためには、自家発電機等の事業継続に資する設備が不可欠であるため、事業継続力強化設備等として認定計画に記載された対象設備の取得や製作等をした場合に、取得価額の 16%の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制の延長及び取得価額の特別償却率の更なる引上げをしていただきたい。

7. 中小企業向け賃上げ促進税制の延長等

建設業が地域の安全・安心の守り手として、国土強靱化を推進し、防災・減災対策やインフラの長寿命化等に適格に対応するには、担い手確保・育成は喫緊の課題であり、官民挙げてこの課題に取り組んでいるところであるが、依然として若手入職者は少なく余裕のある経営状況とはなっていない。

このため、地域の中小建設企業が積極的に、担い手の確保・育成に取り組めるよう、雇用者給与等が増額した場合の税額控除を延長していただきたい。

また、さらなる利用の促進を図るため、税額控除率について、給与増加率 1.5% 以上の場合の控除率（15%）及び同 2.5% 以上の場合の控除率（30%）を引き上げていただくとともに、教育訓練費増加率 5 % 以上の場合の控除率（+10%）及び子育てとの両立支援又は女性活躍支援に積極的な企業として認定を受けた場合の控除率（+5 %）を引き上げていただきたい。

8. 事業継続を前提とした相続税・贈与税非課税措置の制定等

中小建設企業の円滑な事業承継を支援するための法人版事業承継税制については、令和 9 年 12 月末までの限定措置とされている。しかしながら、建設業が抱える高齢化や後継者不足等の問題は未だ常態化しており、中小建設企業の安定的な経営により地域経済と雇用を維持していくためには、現在の法人版事業承継税制と同等の事業継続を前提とした相続税・贈与税猶予及び免除措置を制定していただきたい。

なお、現在の特例措置は事業承継後の継続要件が課せられ、満たすべき要件や取消事由が多く、都道府県・税務署へ定期的な継続届出書の提出も必要となるため、適用を躊躇する要因となっていた。事業承継をより円滑に進めるためにも、新制度では適用要件の緩和や、書類提出等、手続きの簡素化を図っていただきたい。

9. 建設機械等に係る軽油引取税の課税免除措置の延長

近年多発する災害からの復旧・復興や国土強靱化に向けたインフラ整備等、円滑に工事を施工し、将来にわたる品質や安全を確保するために、とび・土工工事業者及び作業船等を保有する港湾整備工事業者が果たす役割は極めて大きい。

経営基盤が脆弱な中小建設企業が引き続き事業を営んでいくために、建設機械及び港湾整備等で使用する各種作業船の動力源に係る軽油引取税の課税免除措置を延長していただきたい。

10. 工事請負契約書に係る印紙税の撤廃等

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものである。しかし、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、更には建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税となり、過重負担となっている。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約は非課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、工事請負契約書に係る印紙税を撤廃していただきたい。また、撤廃が難しい場合においては、軽減措置の延長及び軽減措置の対象外である100万円以下の請負契約を非課税対象（現行1万円未満）としていただきたい。

Ⅱ 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所の法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の運用等

建設現場における現場事務所や資機材置場等の仮小屋は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設物であり、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の範囲に入らないとされているが、一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所について、「2、3か月程度」と限定した運用とされており、実情と合わないことから、期間設定の撤廃、難しい場合には「1年程度」まで延ばすこととしていただきたい。